

Monthly Report

2020年8月号

特集
あおり運転の罰則強化
(道路交通法等の改正)

2017年、東名高速で「あおり運転」を受けた末、停止させられた車にトラックが追突した死亡事故の発生から、「あおり運転」は大きな社会問題になりましたが、2019年度にも「あおり運転」(道路交通法の車間距離不保持違反)で約1万5千件の摘発があるなど、悪質で危険な「あおり運転」の問題はいまだ解決には至らない状況です。

この度、道路交通法と自動車運転死傷行為処罰法が改正されて、「あおり運転」根絶に向け、法制面においても対策の強化が図られました。この機会に改正法の内容と、「あおり運転」の根絶について考えてみましょう。



※警察庁「令和2年改正道路交通法リーフレットA」

1. 法改正の内容

道路交通法は6月30日に、自動車運転死傷行為処罰法は7月2日に以下の内容にて改正法が施行されました。

■ 道路交通法に、「妨害運転罪」を新設

項目	適用される運転状態	刑罰
妨害運転罪の新設	<「あおり運転」をした場合> ・他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合	・3年以下の懲役、又は50万円以下の罰金 ・違反点数25点 ・免許取消し(欠格期間2年)
	<「あおり運転」のせいで危険が生じた場合> ・上の罪を犯し、よって高速自動車国道等において、他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合	・5年以下の懲役、又は100万円以下の罰金 ・違反点数35点 ・免許取消し(欠格期間3年)

■ 自動車運転死傷行為処罰法の「危険運転致死傷罪」に、車を止めさせるなど妨害運転を追加

項目	適用される運転状態	刑罰
危険運転致死傷罪の適用	・車の通行を妨害する目的で、重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中の車の前方で停止したり、著しく接近するような運転をした場合	<傷害事故> ・15年以下の懲役
	・高速自動車国道等において、車の通行を妨害する目的で、走行中の車の前方で停止したり、著しく接近するような運転で、走行中の自動車を停止、徐行させる運転をした場合	<死亡事故> ・1年以上の有期懲役(最大20年の懲役)

2. 「あおり運転」の10類型

「あおり運転」の対象となる「一定の違反」は、他の車両等の通行を妨害する目的で行う次の10類型です。無意識のうちにもこのような運転をしていないか、あらためて自分の運転を振り返ってみましょう。



※ 警察庁「令和2年改正道路交通法リーフレットB」より抜粋

3. 「思いやり・ゆずり合い運転」の実践

自車は「あおり運転」をしているつもりがなくても、他車からは、「あおり運転」を受けたと誤認され、実際に、それが原因で、その他車から「あおり運転」の仕返しを受けるという被害も発生しています。

このような「あおり運転」に係るトラブルを防止するためには、警察庁が推奨する「思いやり・ゆずり合い運転」の実践が有効です。

【思いやり・ゆずり合い運転の一例】

- 前の車は、少しゆっくり走っているが、道に不慣れなど理由があるのだから、車間を詰めないように気を付けて走行しよう。
- このままゆっくり走っていたら、後方車両の迷惑になるから、安全なところで路肩に停車して、後方車両に先に行ってもらおう。

「思いやり・ゆずり合い運転」の基本には、心の余裕が必要と思われるので、運転する前には、次のことを確認するようにしましょう。

運転は、常に『心と時間に余裕を持ち、冷静にマナー良く』を実践する。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 <公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp>

SOMPOリスクマネジメント株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1
 <公式ウェブサイト> <https://www.sompo-rc.co.jp>

お問い合わせ先

帝人エージェンシー株式会社 保険部
 〒550-8587
 大阪市西区土佐堀1-3-7
 肥後橋シミズビル16階
 TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045
 E-mail hoken@teijin.co.jp